

# 山梨県森林総合研究所課題評価実施要領細則

## (趣 旨)

第1条 この細則は、山梨県森林総合研究所評価実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、山梨県森林総合研究所（以下「研究所」という。）における課題評価の実施に必要な事項を定めるものとする。

## (構成員)

第2条 実施要領第3条に規定する課題評価会議（以下「会議」という。）は、森林・林業・林産業等の専門家及び有識者のうちから、研究所長が依頼する委員をもって構成する。

## (委員の責務)

第3条 委員は、客観的かつ公正な立場から総合的に評価を行い、適切な助言を与えなければならない。

## (守秘義務)

第4条 委員は、評価の実施によって知り得た未公開の研究成果情報等に関して守秘義務を負う。

## (会議)

第5条 会議は研究所長が招集する。

- 2 会議は座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 会議を欠席した委員については、研究所長が認めた場合は評価書を書面で提出できるものとする。
- 5 森林研究部長は、委員の評価、意見をまとめ、研究所長に報告する。

## (課題評価の方法)

第6条 課題評価は、実施要領第6条に定める課題評価の項目についてそれぞれ別表に掲げる基準を考慮して次の5段階で評価し、総合評価コメントを付して行う。

- 5：非常に優れている
- 4：優れている
- 3：良好・適切である
- 2：やや劣っている
- 1：劣っている

(課題評価の手続き)

第7条 研究所長は、会議開催に当たって必要となる次の資料を作成し、事前に委員に配付する。

- 一 事前評価 研究計画説明書(様式1)、経費内訳書(様式-1)
- 二 中間評価 研究結果説明書(中間)(様式2)
- 三 事後評価 研究結果説明書(事後)(様式3)
- 四 追跡評価 成果活用状況説明書(追跡)(様式4)

2 委員は、前項の資料に基づき、会議開催までに次に掲げる評価書を作成する。

- 一 事前評価 事前評価表(様式5)
- 二 中間評価 中間評価表(様式6)
- 三 事後評価 事後評価表(様式7)
- 四 追跡評価 追跡評価表(様式8)

3 森林研究部長は、委員が作成した前項の評価書に基づき、会議としての評価書(様式9～様式12 会議用)を作成し、研究所長に報告する。

(課題評価の実施時期)

第8条 課題評価の実施時期は、次のとおりとする。

- 一 事前評価 当該試験・研究課題の予算編成前の時期に実施する。
- 二 中間評価 試験研究期間の中間年度に実施する。
- 三 事後評価 試験研究終了年度の翌年度のできるだけ早い時期に実施する。
- 四 追跡評価 事後評価において、各委員の意見に基づき委員長が判断した試験・研究課題については、試験研究終了から3年経過後に実施する。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は研究所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

この細則は、平成23年7月1日から施行する。

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

この細則は、平成26年7月1日から施行する。

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。